

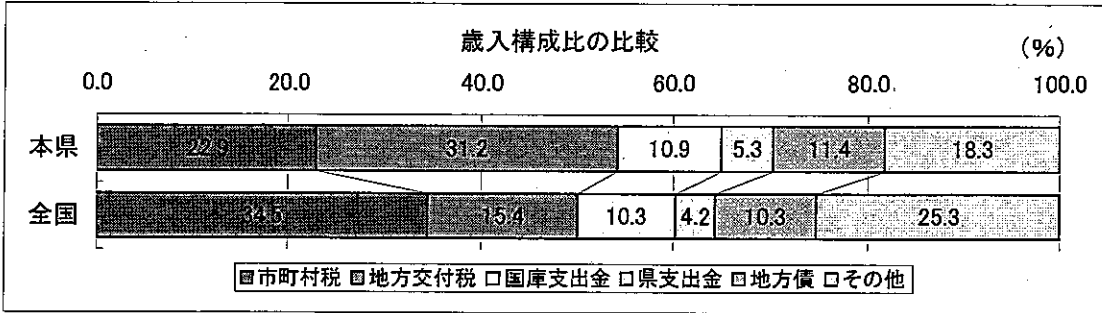
県内市町村の財政状況について

○歳入・歳出の構成比比較

(1) 歳入

(単位：%)

区分	市町村税	地方交付税	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	うち諸収入
本県	22.9	31.2	10.9	5.3	11.4	18.3	3.9
全国	34.5	15.4	10.3	4.2	10.3	25.3	5.5
差引	▲ 11.6	15.8	0.6	1.1	1.1	▲ 7.0	▲ 1.6

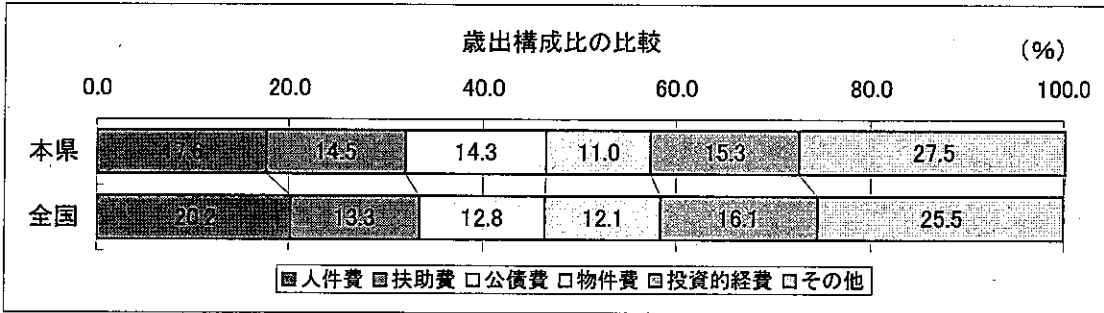


(出典) 総務省・青森県「平成16年度市町村普通会計決算」

(2) 歳出

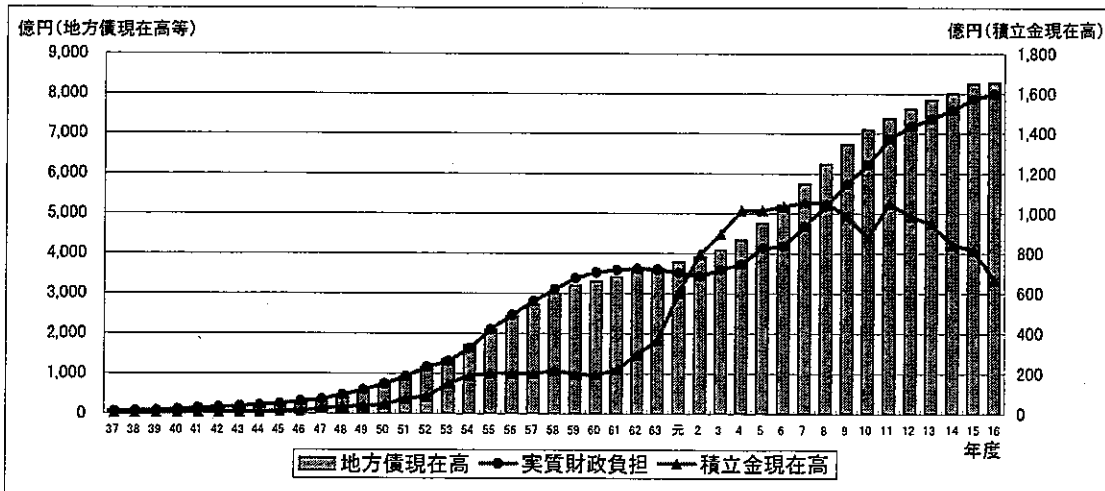
(単位：%)

区分	人件費	扶助費	公債費	物件費	投資的経費	うち単独	その他
本県	17.6	14.5	14.3	11.0	15.3	10.1	27.5
全国	20.2	13.3	12.8	12.1	16.1	10.3	25.5
差引	▲ 2.6	1.2	1.5	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 0.2	2.0



(出典) 総務省・青森県「平成16年度市町村普通会計決算」

○地方債及び基金残高の推移 (本県市町村)



○財政指標について(H16決算)

実質収支比率		経常収支比率		公債費負担比率		起債制限比率		公債費比率		地方税徴収率		財政力指数	
1	むつ市	▲17.2	105.9	1	梁浦町	33.4	19.3	1	田子町	27.5	1	六ヶ所村	1.95
2	青森市	▲8.8	103.8	2	鯉ヶ沢町	30.5	16.6	2	深浦町	25.4	2	青森市	0.63
3	浪岡町	▲7.9	103.8	3	田子町	29.4	16.5	3	鯉ヶ沢町	25.2	3	相馬村	0.61
4	黒石市	▲7.8	103.2	4	外ヶ浜町	26.9	16.2	4	田舎館村	24.0	4	弘前市	0.52
5	梁浦町	▲6.0	101.8	5	佐井村	26.9	16.1	5	尾上町	23.8	5	下田町	0.48
6	野辺地町	▲2.5	99.7	6	相馬村	26.6	15.9	6	西目屋村	22.8	6	三沢市	0.47
7	弘前市	0.3	99.1	7	名川町	26.0	15.8	7	名川町	22.3	7	十和田市	0.41
8	鯉ヶ沢町	0.8	99.1	8	鳳間浦村	25.9	15.0	8	新郷村	22.0	8	野辺地町	0.39
9	藤田町	0.8	98.9	9	大鰐町	25.7	14.8	9	五所川原市	21.3	9	むつ市	0.38
10	下田町	0.9	98.9	10	むつ市	25.2	14.6	10	青森市	21.1	10	外ヶ浜町	0.34
11	外ヶ浜町	1.2	97.7	11	新郷村	23.0	14.6	11	福地村	20.8	11	八戸市	0.33
12	岩木町	1.2	97.6	12	尾上町	22.9	14.4	12	三沢市	20.5	12	平賀町	0.32
13	つがる市	1.3	97.2	13	青森市	22.0	14.3	13	黒石市	20.4	13	黒石市	0.32
14	鯉ヶ沢町	1.7	96.8	14	五戸町	21.6	14.1	14	鳳間浦村	20.4	14	階上町	0.32
15	田子町	1.7	96.8	15	鯉ヶ沢町	21.3	14.0	15	五戸町	20.4	15	浪岡町	0.31
16	三沢市	1.8	96.3	16	むつ市	21.2	13.8	16	外ヶ浜町	19.8	16	福地村	0.29
17	横濱町	1.8	96.0	17	むつ市	21.2	13.7	17	むつ市	19.4	17	尾上町	0.28
18	東通村	1.8	95.9	18	五所川原市	20.7	13.6	18	大鰐町	18.9	18	岩木町	0.27
19	尾上町	2.1	95.7	19	今別町	20.5	13.6	19	相馬村	18.9	19	東北町	0.27
20	六ヶ所村	2.1	95.2	20	黒石市	20.3	13.5	20	中泊町	18.8	20	五所川原市	0.27
21	大鰐町	2.1	94.8	21	三戸町	20.3	13.3	21	佐井村	18.8	21	岩木町	0.26
22	平内町	2.2	94.6	22	東通村	20.1	13.3	22	東浦村	18.6	22	下田町	0.26
23	南部町	2.4	94.6	23	岩木町	19.9	13.1	23	弘前市	18.2	23	青森市	0.25
24	蓬田村	2.5	94.3	24	黒石市	19.7	13.0	24	黒田町	18.2	24	平賀町	0.25
25	佐井村	2.5	93.8	25	つがる市	19.6	12.8	25	蓬田村	18.0	25	南部町	0.25
26	平賀町	2.7	93.3	26	階上町	19.5	12.7	26	鶴田町	17.9	26	田舎館村	0.25
27	八戸市	2.8	92.8	27	大鰐町	18.9	12.5	27	三戸町	17.8	27	横濱町	0.25
28	西目屋村	2.9	92.5	28	弘前市	18.8	12.5	28	南部町	17.6	28	南部町	0.25
29	十和田市	2.9	92.1	29	平賀町	18.1	12.4	29	板柳町	17.5	29	平内町	0.24
30	五戸町	3.1	92.0	30	平内町	17.4	12.4	30	百石町	17.5	30	七戸町	0.24
31	田舎館村	3.1	91.8	31	藤崎町	16.9	12.3	31	百石町	17.5	31	鶴田町	0.23
32	名川町	3.4	91.7	32	三沢市	16.6	12.2	32	岩木町	17.3	32	大鰐町	0.23
33	新郷村	3.5	89.8	33	八戸市	16.5	12.1	33	東北町	17.2	33	つがる市	0.22
34	大鰐町	3.5	89.7	34	大鰐町	16.4	11.9	34	平内町	16.9	34	東通村	0.22
35	藤崎町	3.7	89.6	35	福地村	16.4	11.3	35	平賀町	16.9	35	名川町	0.22
36	鶴田町	3.7	89.5	36	板柳町	16.3	11.3	36	浪岡町	16.8	36	中泊町	0.19
37	階上町	3.7	89.3	37	七戸町	16.1	11.3	37	つがる市	16.4	37	つがる市	0.18
38	中泊町	3.7	89.2	38	十和田市	16.0	10.8	38	今別町	16.4	38	藤田村	0.18
39	三戸町	3.9	89.0	39	鶴田町	15.9	10.6	39	浪岡町	16.0	39	今別町	0.17
40	五所川原市	4.1	88.4	40	東北町	15.9	10.5	40	十和田市	15.9	40	外ヶ浜町	0.17
41	下田町	4.2	88.1	41	巨石町	15.8	9.8	41	八戸市	14.9	41	三戸町	0.17
42	鯉ヶ沢町	4.7	87.9	42	南部町	15.7	9.7	42	七戸町	14.9	42	十和田市	0.17
43	大鰐町	5.0	87.9	43	浪岡町	15.6	9.0	43	鯉ヶ沢町	13.7	43	深浦町	0.16
44	鳳間浦村	5.1	87.8	44	下田町	15.1	8.9	44	下田町	13.5	44	相馬村	0.13
45	檀地村	5.2	86.4	45	六戸町	14.3	8.9	45	六戸町	13.4	45	新郷村	0.13
46	六戸町	5.4	82.2	46	横濱町	12.6	8.3	46	横濱町	12.2	46	西目屋村	0.12
47	今別町	5.5	81.6	47	野辺地町	12.3	4.3	47	野辺地町	10.3	47	鳳間浦村	0.11
48	南部町	7.4	59.7	48	六ヶ所村	4.5	3.1	48	六ヶ所村	4.3	48	佐井村	0.11

(単位: %)

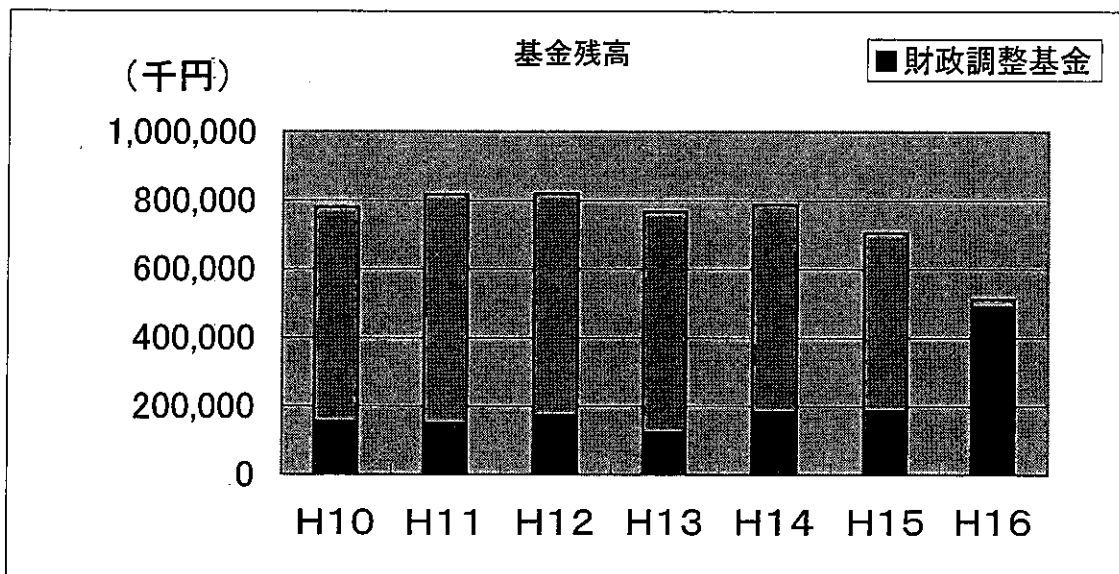
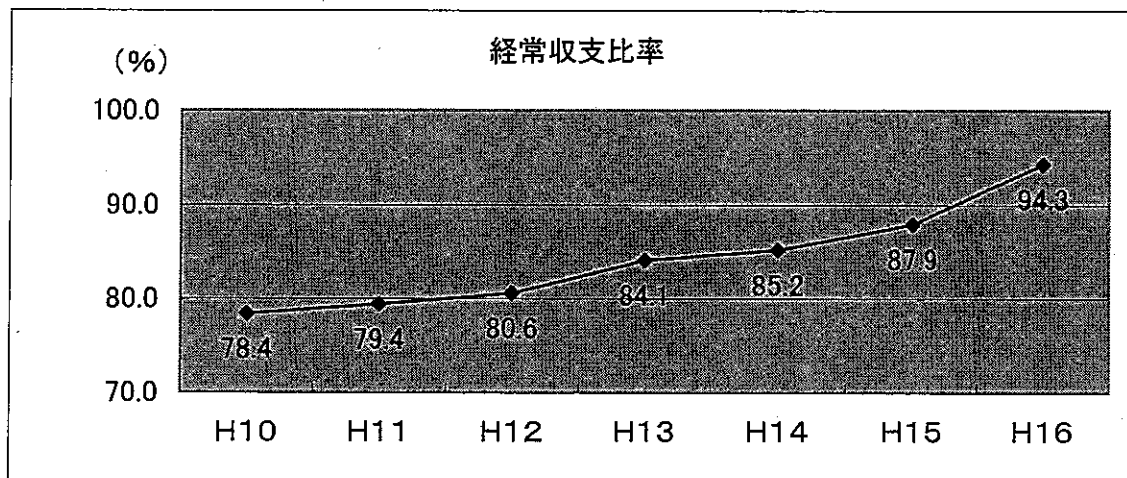
OH16末基金について(H16決算)

(単位:千円)

基金合計 現在高		財政調整基金 現在高		減債基金 現在高		その他特定目的基金 現在高	
1 六ヶ所村	7,718,231	1 六ヶ所村	3,369,609	1 六ヶ所村	3,201,435	1 東通村	5,829,750
2 東通村	6,536,786	2 十和田市	1,880,404	2 十和田市	2,386,272	2 大間町	3,341,726
3 弘前市	5,906,939	3 弘前市	1,778,418	3 三沢市	2,053,185	3 弘前市	2,865,550
4 十和田市	5,549,027	4 八戸市	1,395,485	4 八戸市	1,679,883	4 むつ市	1,744,042
5 八戸市	4,319,177	5 青森市	1,323,833	5 弘前市	1,242,971	5 風間浦村	4,436,493
6 大間町	3,572,478	6 平賀町	814,576	6 六戸町	1,005,133	6 平賀町	1,315,771
7 三沢市	3,075,509	7 東通村	599,824	7 福地村	824,696	7 十和田市	1,302,351
8 三沢市	2,906,465	8 階上町	579,847	8 平賀町	776,118	8 八戸市	1,243,809
9 青森市	2,519,951	9 岩木町	533,026	9 下田町	644,369	9 六ヶ所村	1,147,187
10 むつ市	1,764,519	10 七戸町	521,054	10 百石町	408,021	10 青森市	1,146,190
11 六戸町	1,645,735	11 東北町	502,973	11 五戸町	391,844	11 三沢市	987,551
12 風間浦村	1,511,015	12 田舎館村	486,207	12 三戸町	362,817	12 五所川原市	778,238
13 階上町	1,405,125	13 名川町	485,054	13 浪岡町	343,765	13 階上町	775,455
14 五戸町	1,342,112	14 百石町	444,818	14 萬北町	294,705	14 五戸町	702,849
15 下田町	1,251,862	15 藤崎町	378,681	15 七戸町	245,940	15 佐井村	616,115
16 七戸町	1,156,352	16 五所川原市	360,987	16 西目屋村	244,712	16 六戸町	507,851
17 五所川原市	1,149,275	17 西目屋村	351,311	17 板柳町	223,588	17 西目屋村	414,995
18 東北町	1,080,442	18 相馬村	333,132	18 相馬村	196,001	18 名川町	390,258
19 福地村	1,034,036	19 藻田村	290,702	19 相馬村	140,000	19 七戸町	389,358
20 百石町	1,021,999	20 尾上町	277,454	20 大鰐町	126,259	20 下田町	350,822
21 西目屋村	1,011,018	21 下田町	256,671	21 東通村	107,212	21 大鰐町	314,200
22 名川町	897,505	22 五戸町	247,419	22 つがる市	104,222	22 藤崎町	287,354
23 藤崎町	716,061	23 大間町	160,262	23 新郷村	102,868	23 東北町	282,764
24 岩木町	637,935	24 梁瀬町	155,817	24 大間町	100,237	24 碓ヶ関村	265,584
25 三戸町	625,483	25 六戸町	132,751	25 大間町	70,490	25 三戸町	211,762
26 佐井村	616,254	26 碓ヶ沢町	128,888	26 平内町	66,049	26 板柳町	180,973
27 板柳町	514,571	27 鶴田町	126,240	27 藤崎町	50,026	27 百石町	169,160
28 田舎館村	510,837	28 南部町	118,000	28 青森市	49,928	28 福地村	151,193
29 相馬村	503,834	29 板柳町	110,010	29 階上町	49,823	29 平内町	135,689
30 大鰐町	481,857	30 新郷村	85,287	30 今別町	43,300	30 横浜町	106,351
31 浪岡町	416,321	31 碓ヶ関村	75,095	31 外ヶ浜町	42,447	31 岩木町	104,898
32 藻田村	388,702	32 風間浦村	74,432	32 碓ヶ沢町	40,136	32 蓬田村	88,000
33 碓ヶ関村	340,679	33 田子町	72,444	33 尾上町	30,466	33 新郷村	78,505
34 尾上町	335,112	34 平内町	70,887	34 名川町	22,193	34 浪岡町	72,556
35 田子町	304,243	35 福地村	58,147	35 中泊町	18,201	35 つがる市	58,942
36 平内町	272,625	36 三戸町	50,904	36 五所川原市	10,050	36 黒石市	43,800
37 新郷村	266,660	37 深浦町	45,310	37 蓬田村	10,000	37 中泊町	42,278
38 今別町	231,670	38 横浜町	41,420	38 南部町	10,000	38 田子町	35,798
39 深浦町	180,202	39 大鰐町	41,398	39 田舎館村	2,543	39 深浦町	34,655
40 碓ヶ沢町	175,910	40 三沢市	34,773	40 鶴田町	801	40 今別町	32,553
41 つがる市	171,847	41 外ヶ浜町	21,911	41 野辺地町	758	41 鶴田町	31,592
42 鶴田町	158,633	42 むつ市	20,095	42 黒石市	615	42 相馬村	30,702
43 南部町	158,000	43 つがる市	8,683	43 むつ市	382	43 南部町	30,000
44 横浜町	147,772	44 中泊町	3,811	44 佐井村	100	44 尾上町	27,192
45 外ヶ浜町	87,091	45 黒石市	584	45 風間浦村	90	45 外ヶ浜町	22,733
46 中泊町	64,290	46 野辺地町	72	46 岩木町	11	46 田舎館村	22,087
47 黒石市	44,999	47 佐井村	39	47 横浜町	1	47 碓ヶ沢町	6,886
48 野辺地町	1,064	48 浪岡町	0	48 碓ヶ関村	0	48 野辺地町	234

○個別市町村の財政指標

財政指標(田舎館村)

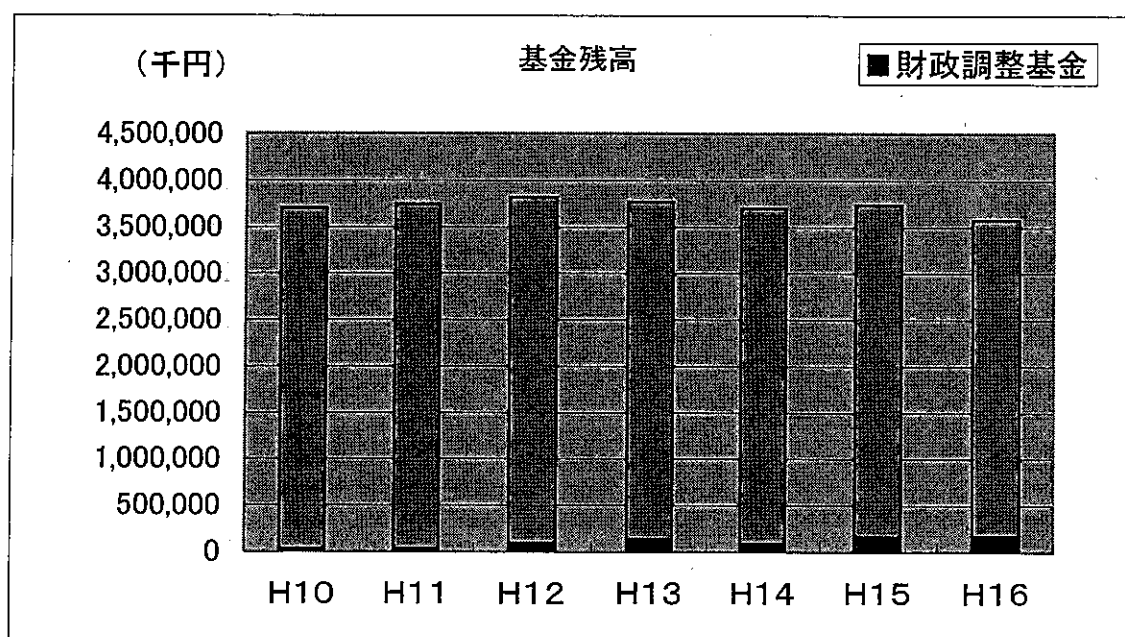
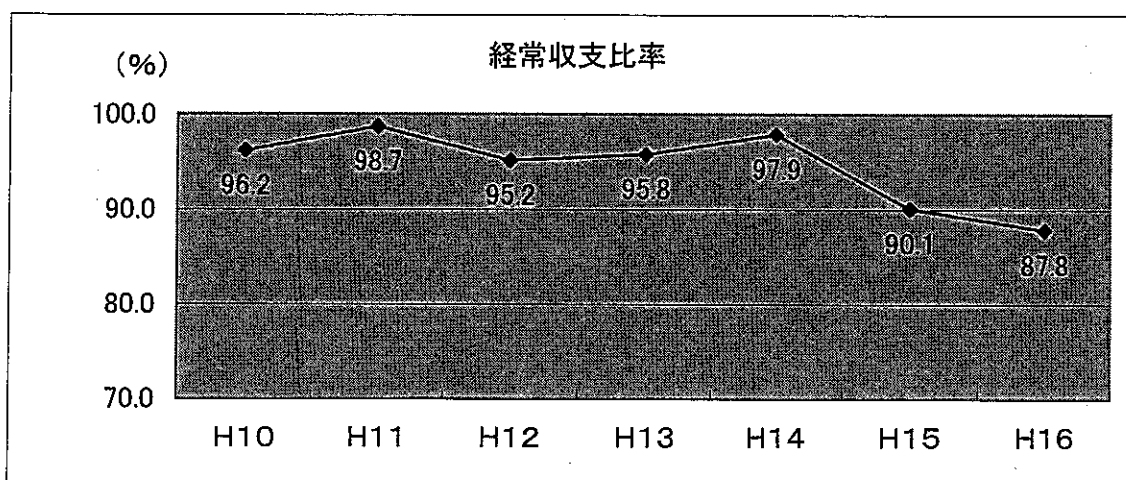


○行財政改革の取組状況

行政改革推進本部を立ち上げ

- 1 村立保育所2カ所を18年度に民営化し、3施設全部民間とする。
- 2 指定管理者制度移行への取り組みを推進する。
- 3 議員、農業委員、消防団員のほか、各種委員の定数削減を18年度から順次実施する。
- 4 退職職員があっても当面不補充とし、人員を抑制していく。
- 5 四役、議員、職員の期末手当を18年度から10%~50%削減
- 6 費用弁償、日当を18年度から廃止
- 7 賃金、委託料、補助金、報償費等を18年度から5%~50%削減、又は廃止

## 財政指標(大間町)

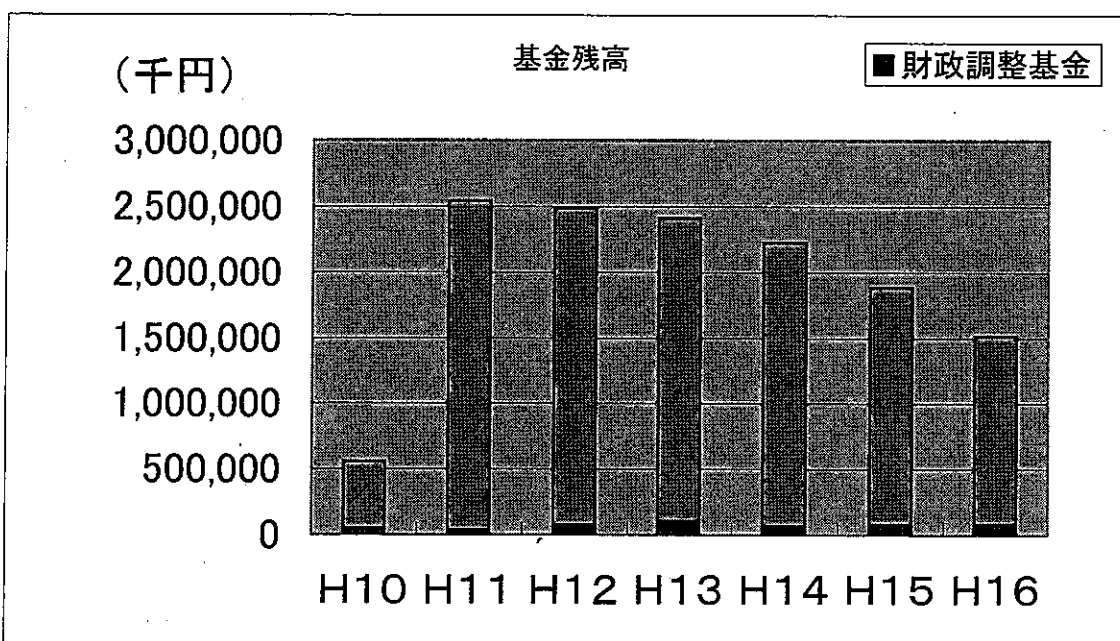
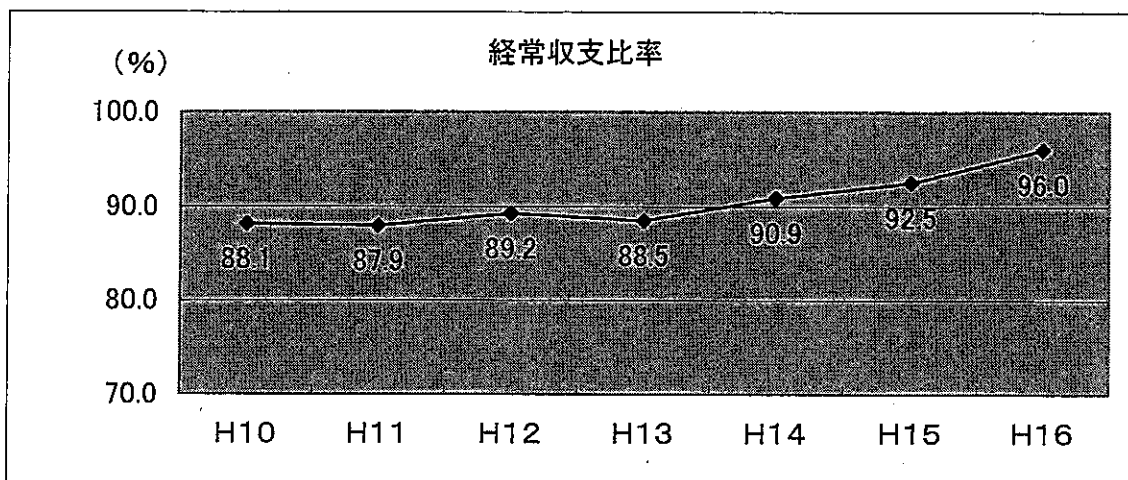


### ○行財政改革の取組状況

大間町行政改革大綱(平成17年4月1日改定)を作成している。

具体的には、職員の欠員不補充、各種手当の削減、組織機構の統合、特別職・議員の報酬削減、旅費の削減、使用料・手数料の見直し、補助金の削減を行ってきた。今後は、これらの改革を更に推進し、事務事業の見直しを重点的に行っていく。

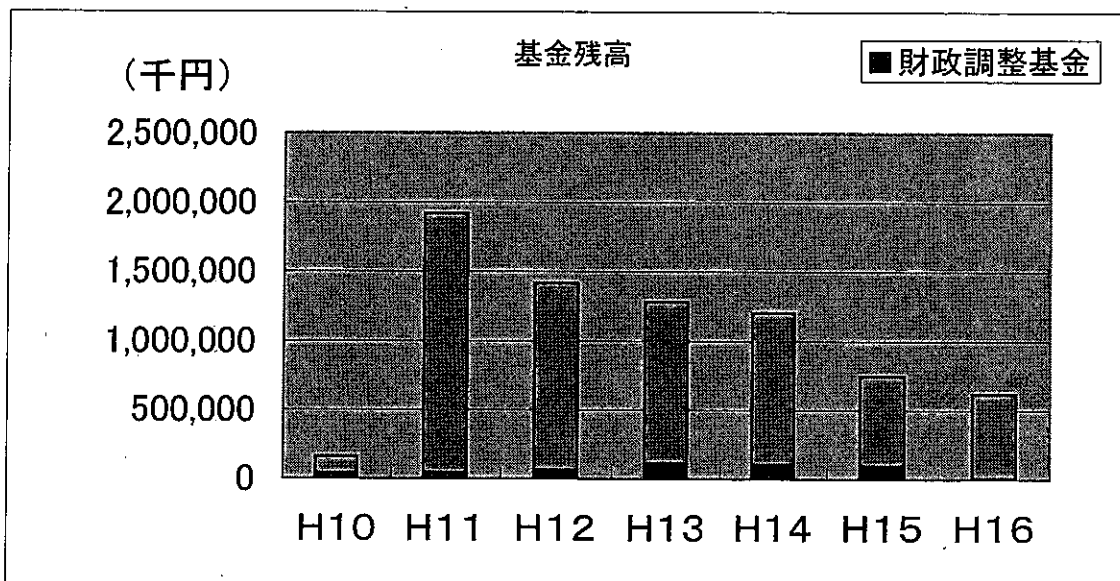
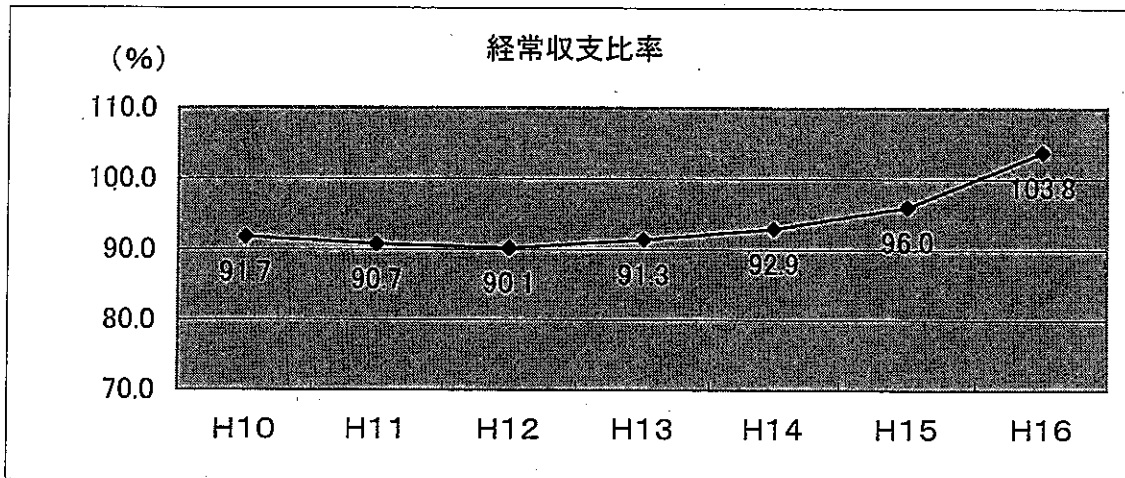
## 財政指標(風間浦村)



### ○行財政改革の取組状況

行政改革大綱は、行政改革集中プラン作成と併せ大綱策定を進めている。  
 平成16年6月より行政改革推進本部及び行財政改革推進委員会を設置し策定に向け取り組んでいる。また、有識者により構成する行政改革懇談会を組織し民意を反映した大綱及び改革プランを作成する。併せて行政運営のあり方等についても幅広く意見・提言を受ける。全職員を対象とした意見交換会を実施している。

## 財政指標(佐井村)



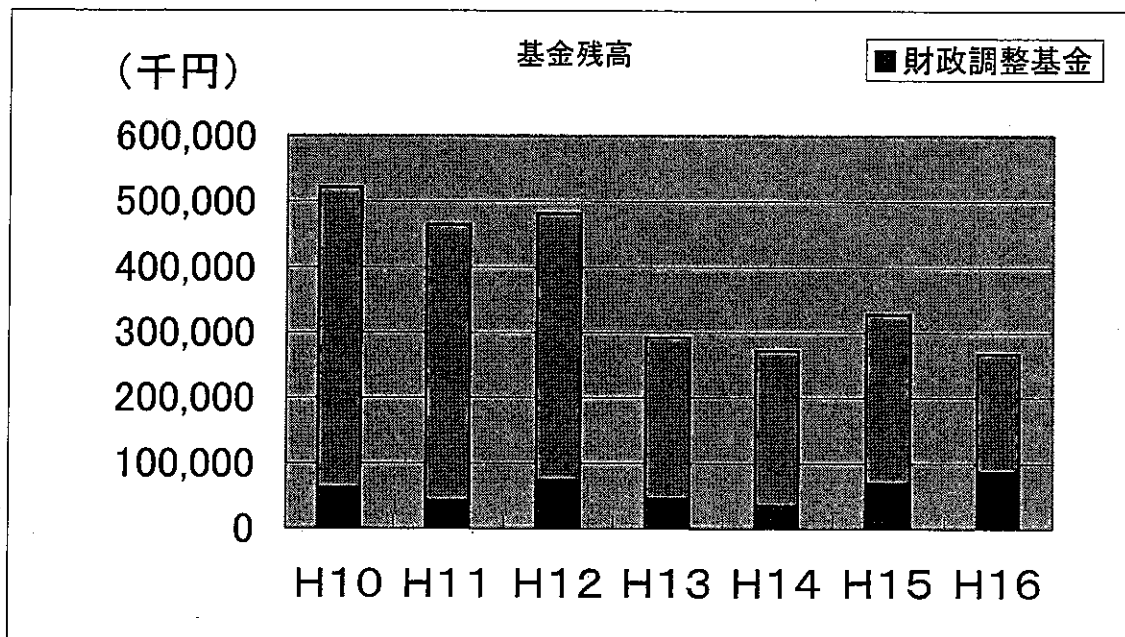
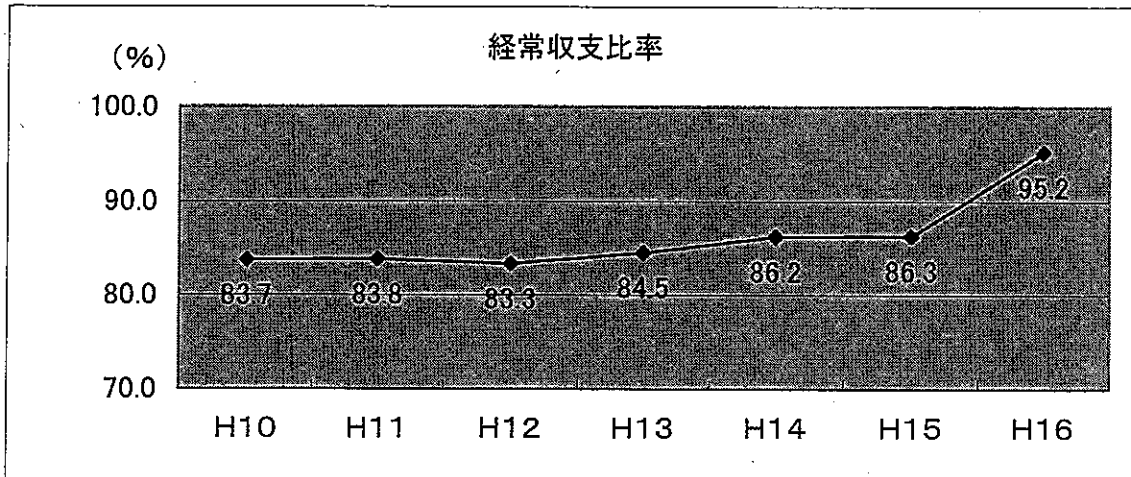
### ○行財政改革の取組状況

佐井村行政改革大綱「平成8年策定、平成12、14年改定、平成17年度改訂予定」

<これまでの取組み>

- ・事務事業の見直し:補助金の廃止→漁協婦人部、漁業研究会、校長会、教頭会等補助金の見直し(一律10%削減等)→商工会、観光協会、社会教育団体等
- ・民間委託の推進:庁舎・施設清掃、庁舎・施設警備、スクールバス運転、学校用務員、施設管理、ゴミ収集業務等
- ・使用料及び手数料の見直し:諸証明手数料の引上げ、保育料徴収基準の見直し、健康審査手数料の設置
- ・人件費の削減:退職者不補充(平成13年度~6名)、収入役の未設置、管理職手当の凍結、特殊勤務手当の廃止、時間外手当の削減、一般職給料の一律2%削減、期末手当削減「削減後の給料ベースに加算率なしの3%削減(以上16年度より)特別職報酬の削減「村長30%、助役・教育長20%、議員20%」特別職期末手当の削減「削減後の報酬ベースに加算率なしの5%削減」(以上16年度から)
- ・組織機構の見直し:5課1室→3課2室「行政改革室設置」・教育委員会2課→1課(17年5月)
- ・その他:「経費削減対策」→ゴミ収集業務委託を一般競争入札制に、管理・委託業務の一律10%削減、清掃業務委託等のパート化等(以上17年度から)

## 財政指標(新郷村)



### ○行財政改革の取組状況

職員中心に行革大綱を検討し、昨年給料カット等の行革を実施し、一般財源1億3千万円の経費の節減に努めて来た。

しかし、経費節減のみでは限度がある。議員定数、財産区議員等の削減、職員数、役場の機構改革等全般にわたり更に検討の余地あり。



# 【用語解説】

## 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支額の割合を実質収支比率という。実質収支額が黒字の場合の比率は正数で、赤字の場合は負数で表わされる。

実質収支が黒字の場合、その実質収支比率はどの程度が望ましいかは一概に決しかねる面もある。特に当該団体の財政規模とか、現在の当該団体の置かれている状況、あるいは当該年度の経済の状況等に影響されるところが大きい。しかし、経験的にはおおむね標準財政規模の3～5%程度が望ましいと考えられている。

実質収支が赤字の場合の実質収支比率（赤字比率ともいう）が一定の限度を超える比率の団体は、現行制度上翌年度の地方債の発行が制限される。道府県においては標準財政規模の5%、市町村にあっては20%以上の場合（東京都については特例がある）は、地方財政再建促進特別措置法に定める財政再建計画をたて、財政の再建を行う場合でなければ地方債をもって公共施設等の建設事業の財源とすることができないこととされている（再建法23I）

ただし、国直轄事業負担金、再度災害防止事業、災害関連事業及び地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律5条の規定の適用を受ける事業については、事業の性質にかんがみ適用は除外されている（再建令11の2Ⅲ・附則1Ⅵ）。

## 経常収支比率

経常収支比率は、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、次の式によって求められる。

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源 (A)}}{\text{経常一般財源総額 (B)}} \times 100 (\%)$$

この比率は、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するた

めの指標として用いられる。

経常的経費には経常的な特定財源が充当されるほか、その未充当部分は経常一般財源が充てられる。経常一般財源は、この経常的経費の未充当部分に充ててなお残余があるのが普通である。

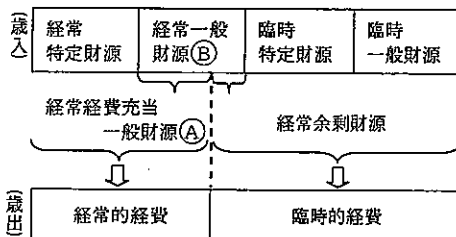
これに対し臨時的経費には、まず臨時的な特定財源が充当されるが、財源の不足部分については臨時的な一般財源と経常経費に充当した経常一般財源の残余によって補うこととなる。この意味からすると、経常経費に充当した経常一般財源の残りの部分が大きいほど臨時的財政需要に対して余裕を持つこととなり、財政構造に弾力性があることとなる。

経常収支比率は、従来から、経験的には、都市にあっては75%、町村にあっては70%程度が妥当と考えられ、これが各々5%を超えると、その地方公共団体は弾力性を失いつつあると考えられるので、その原因を究明し、経常経費の抑制に留意しなければならない。地方公共団体の一般財源の収入は景気の変動や、地域社会の変化に対応して収入の伸縮を図る自己調整能力に乏しく、反面行政活動の多様化等から、人件費等経常経費の伸びが著しく、収入の変動に対応して伸縮できる経費が乏しい状況である。このような状況では、一層財政構造の弾力性の確保が必要となる。

なお、公営企業会計における経常収支比率は、普通会計における経常収支比率とは定義が異なり、次の式によって求められる。

$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100 (\%)$$

この比率が、100%以上の場合には単年度黒字を、100%未満は単年度赤字を表すことになる。



## 公債費負担比率

地方債の償還経費である公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を公債費負担比率という。なお、公債費に充当された一般財源には、一時借入金利息、転貸債及び繰上償還に充当された一般財源が含まれる。

公債費負担比率は、その率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すものである。一般的には、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされる。

財源対策債等が大幅に発行された昭和50年代以降、比率が上昇してきたが、昭和60年度(14.3%)をピークに、以後、平成3年度までは低下した。これは、地方税等の一般財源が相当伸びてきた一方で、公債費充当一般財源の伸びは低い水準にとどまっていたことによるものである。しかし、平成4年度以降は地方税の減収等により一般財源総額が微増ないしは前年度を下回る状況にある一方で、一般単独事業債、一般公共事業債の新たな元金償還等が増加したことから、公債費負担比率は上昇に転じており、平成11年度には、都道府県で16.9%、市町村で16.3%と、昭和60年度のピークを越え、いずれも過去最高となっている。

## 起債制限比率

地方債の制限は、昭和27年度の地方債許可方針において、「昭和27年度以降の元利償還額が多額にのぼり、当該団体の財政を圧迫する団体」については、一般単独事業の起債許可を抑制することがある旨初めて明らかにされた。それ以降幾多の変遷を経て昭和52年度以降はほぼ現行の起債制限比率による制限がなされている。

起債制限比率の算式は次のとおり。

$$\frac{A - (B + C + E)}{D - (C + E)} \times 100 (\%)$$

A 当該年度の普通会計債の元利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行

を許可された地方債にあっては、その償還財源を確保するための減債基金への積立額をいう)ただし、繰上償還分を除く。

B Aに充てられた特定財源

C 普通交付税の算定において、災害復旧費、辺地対策事業債償還費、地域改善対策特定事業債償還費、過疎対策事業債償還費、公害防止事業債(普通会計に属するものに限る)償還費、石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための地方債償還費、地方税減収補てん償還費、地震対策緊急整備事業債償還費、地域財政特例対策債償還費、臨時財政特例債償還費(普通会計に属するものに限る)、災害復興等のための地域債利子支払費、財源対策債償還費、減税補てん償還費、臨時税収補てん償還費、補正予算債償還費、公共事業等臨時特例債償還費及び被災者生活再建支援基金への拠出のための地方債償還費として基準財政需要額に算入された公債費(一部事務組合の地方債に係るものを除く)

D 当該年度の標準財政規模

E 普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(普通会計に属する地方債に係るものに限り、一部事務組合の地方債に係るものを除く)

また、起債制限比率の過去3年度間の平均が20%以上の団体については、原則として、下記の地方債を許可しないものとされている(地方債許可方針)。

(1) 20%以上 30%未満の地方公共団体

一般単独事業に係る地方債

(2) 30%以上の地方公共団体

一般公共事業のうち災害関連事業を除いた事業、公営住宅建設事業、義務教育施設整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般単独事業、首都圏等建設事業、公共用地先行取得等事業並びに公営企業債のうち普通会計に属する出資金及び補助金に

係る地方債

ただし、阪神・淡路大震災等の大規模な災害により、上記(1)又は(2)に該当することとなる場合においては、起債制限比率の適正化を図るための計画を策定し、その実施に努めることを前提に、地方債を許可することとなっている。

### 公債費比率

地方公共団体は、地方債を借り入れた際、定められた条件に従って、毎年度元金の償還及び利子の支払が必要となるが、これに要する経費の総額を公債費といい、この公債費の一般財源に占める割合を公債費比率と呼んでいる。

地方債は、ある程度活用すべきことは当然であるが、公債費の増加が、将来の住民の負担を強いることとなり、かつ、財政構造の弾力性を圧迫することとなることにかんがみ、経常一般財源総額に占める公債費の一般財源所要額の比率をみるものである。

公債費比率は、次の算式によって求められる。

$$\frac{A - (B + C)}{D - C} \times 100 (\%)$$

A 当該年度の普通会計に係る元利償還金(繰上償還及び転貸債分を除く)

B 元利償還金に充てられた特定財源

C 普通交付税の算定において、災害復旧費、辺地対策事業債償還費、地域改善特定事業債償還費、過疎対策事業債償還費、公害防止事業債(普通会計に属するものに限る)償還費、石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための地方債償還費、地方税減収補てん償還費、地震対策緊急整備事業債償還費、地域財政特例対策債償還費、臨時財政特例債償還費(普通会計に属するものに限る)、災害復興等のための地方債利子支払費、財源対策債償還費、減税補てん償還費及び臨時税収補てん償還費として基準財政需要額に算入された公債費(一部事務組合の

地方債に係るものを除く)

D 標準財政規模

### 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられる。

基準財政収入額は、地方公共団体が標準的に収入しうると考えられる地方税等のうち基準財政需要額に対応する部分とされ、都道府県では標準税率で算定した当該年度の収入見込額の100分の80、市町村にあっては同じく100分の75の額とされている。

基準財政需要額は、地方公共団体が妥当かつ合理的な平均的水準で行政を行う場合に要する財政需要額を示す額とされている。

財政力指数が1を超える場合、すなわち基準財政収入額が基準財政需要額よりも大きい場合には、当該地方公共団体は普通交付税の不交付団体となるが、その団体は、その超えた分だけ標準的な水準を超えた行政を行うことが可能となる。また、財政力指数が1以下の団体であっても、1に近い団体ほど普通交付税算定上のいわゆる留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。現行制度上では公共事業に係る経費について国の負担割合の引上げ適用団体を定める基準に用いられるなど、国が各種財政援助措置を行う場合の財政力の判断指数とされている。

### 地方税

租税のうち、国が課税権の主体であるものが国税であり、地方公共団体が課税権の主体であるものが地方税である。すなわち、地方公共団体は、地方税法の定めるところによって地方税を賦課徴収することができる(自治法223)。

地方税は、租税一般に要求される特性のほか、次のような特性を具備していることが必要とされている。

(1) 普遍性があること

地方公共団体は、全部で 3,200 余を数えるが、地方税目は、それぞれの団体が十分な収入をあげようようなものでなければならない。

(2) 安定性があること

地方公共団体の行政事務は、一般に経常的なものが多く、また住民福祉を保障するための最低限の画一的行政が要請されるため、収入が激変しやすいものは好ましくない。

(3) 収入に伸縮性があること

地方公共団体がどのような行政をどの程度行うかは、地方公共団体自らの意思によって決めるべきものであり、地方税もこのような団体の意思を素直に反映するものでなければならない。大部分の税目について、標準税率制度をとっているのは、このような事情によるものである。

(4) 負担分任性があること

住民が地方公共団体の行政に要する経費を負担し合うということは、自治の基本として欠くことのできないものである。この目的にかなうため、住民税の均等割などが設けられている。

(5) 地方公共団体の行政又は施設と関連があること

地方公共団体の行政のなかでは、サービスの行政が多くを占めているが、このような受益に応じて負担される税は、住民の生活と密着しており、住民の関心度も高い。地方税は、幾多の変遷を経て今日まできたものである。昭和 15 年の税制改正では、準戦時体制の下で地方税の附加税化が行われ、道府県税は、国税附加税及び独立税、市町村税は、国税附加税、道府県税附加税及び独立税となった。

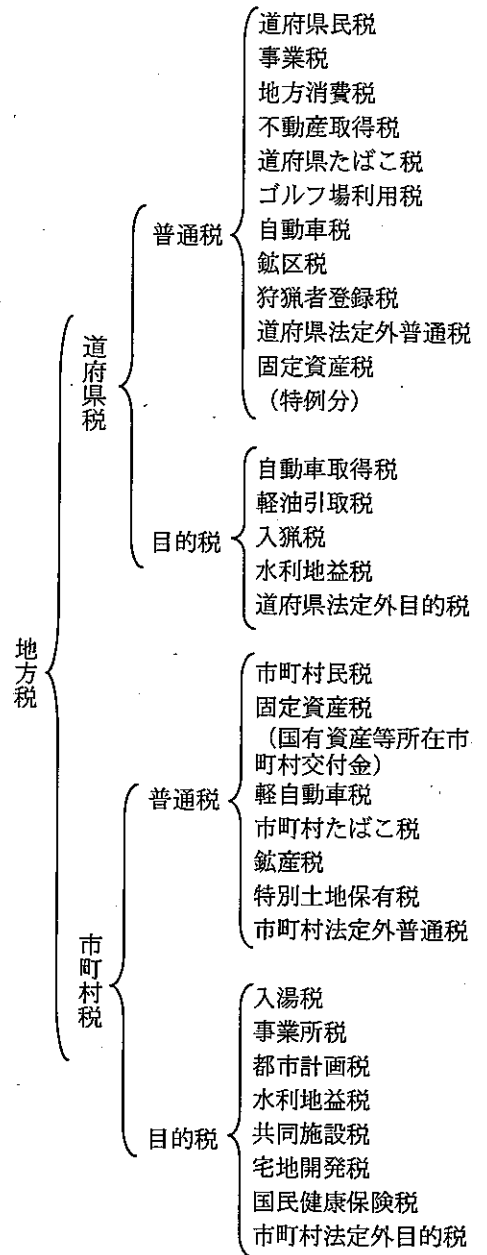
これが、昭和 22 年の改正によって国税附加税が廃止となり、次いでシャウプ勧告に基づいて行われた昭和 25 年の現行地方税の制定により残る道府県税附加税も廃止され、道府県及び市町村

はともに別個の税目を配分され、ここに完全な独立税主義が確立された。

この後シャウプ税制の批判という形で、再び国、都道府県、市町村間の税源配分が議論を呼び、昭和 29 年の税制改正において付加価値税の廃止、入場税の道府県から国への移管、道府県民税、事業税、不動産取得税、たばこ消費税の創設整備が行われた。その後も都市計画税、自動車取得税、さらには特別土地保有税、事業所税の創設等地方税源の充実確保という方向で変遷を重ねたが、昭和 63 年度の税制の抜本改正により消費税が導入されたことに伴い、市町村税のうちの電気税、ガス税、木材引取税が国税である物品税とともに消費税に 1 本化されることとなった。

これと併せて、道府県税の娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、道府県たばこ消費税がそれぞれゴルフ場利用税、特別地方消費税、道府県たばこ税に、市町村税の市町村たばこ消費税が市町村たばこ税に再編されることとなった。また、平成 6 年度の税制改正において、地方消費税が導入され平成 9 年 4 月 1 日から施行された。さらに、地方分権の推進の観点から平成 9 年の地方分権推進委員会第 2 次勧告を受けた平成 10 年度の税制改正及び地方分権推進計画の閣議決定を経て、平成 12 年 4 月 1 日には地方分権一括法（平成 11 年法律第 87 号）が施行された。これらにより、個人市町村民税の制限税率の廃止、法定外普通税の許可制から同意制への移行、法定外目的税制度の創設など課税自主権の充実が図られた。

平成 14 年度における地方税体系を示せば、次のとおりである。



(注 1) 道府県は、納付された自動車取得税、ゴルフ場利用税、地方消費税、道府県民税のうち利子割に相当する額の一定部分を市町村に交付するものとされている。

(注 2) 指定都市 (12 大都市) を包括する道府県は、納付又は納入された軽油引取税の一定部分を当該指定都市に交付するものとされている。

(注 3) 国有資産等所在市町村 (道府県) 交付金は、固定資産税が非課税とされている国有資産等について一般の固定資産との間の負担の均衡を考慮して固定資産税に相当する負担を求めるものである。

## 財政調整基金(財政調整積立金)

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金で、一般に地方自治法 241 条に基づく基金の形で行われるために「財政調整基金」ともいう。

地方公共団体の財政は、経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされたりするものであり、このような予期しない収入減少や不時の支出増加等に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うためには、財源に余裕のある年度に積立てをしておくことが必要である。

このため、地方財政法においては、地方公共団体は、単に当該年度のみならず、翌年度以降における財政状況をも考慮して健全な財政運営を行わなければならないとする(同法4の2)とともに、その具体的な手段としての余裕財源の運用の規制を行っている(同法4の3)。すなわち、地方公共団体は、当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなるとき、又は一般財源の増加額が義務的経費に充当すべき一般財源の増加額を著しく超えることとなるときは、その著しく超える額を災害関係、赤字解消及び緊急に実施すべき大規模建設事業等の必要やむを得ない経費の財源に充てる場合のほかは、積立て、財源育成のための財産取得等又は地方債の繰上償還の財源に充てなければならないとされている。また決算上の剰余金については、その2分の1以上の額を積立て又は地方債の繰上償還の財源に充てなければならないとされている(同法7)。

財政調整積立金は、これらの規定による積立金のひとつであるが、その設置については条例によることが必要であり(自治法241)、金融機関への預金及び国債、公営企業金融公庫債等の証券の買入れ等の確実な方法によって運用

しなければならない(地財法4の3Ⅲ)、その運用益はすべて積立金に繰り入れなければならないこととなっている(同条Ⅱ)。

なお、これらの積立金は、次のいずれかの場合でなければ処分することができない(地財法4の4・7Ⅱ)。

- ① 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき
- ② 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき
- ③ 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき
- ④ 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき
- ⑤ 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき

## 減債基金

地方債の償還及びその信用の維持のために地方自治法 241 条の規定に基づいて設けられる基金のひとつである。

公債費は、地方公共団体の歳入の減少等に関係なく支出されなければならない義務的経費であるため、公債費の増嵩が地方財政の弾力性を失わせ、住民福祉のための諸事業の実施に影響を及ぼすことが懸念される。そこで、公債費対策のため、公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金の総称が減債基金である。自治省においても、昭和 53 年 9 月 5 日付け財政局長通達で減債基金の設置等を指導している。地方公共団体は、地方財政法 7 条及び地方自治法 233 条の 2 の規定により減債基金を積み立てることとなる。

国庫においては、国債整理基金制度が明治 39 年に設けられており、また、財政法 6 条においても、決算剰余金の

2分の1を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てることを規定している。

## 特定目的基金(基金)

地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいう(自治法241Ⅰ)。

基金は、地方公共団体において任意に設置することができるが、災害救助資金(災害救助法37)及び災害対策資金(災害対策基本法101)のように法律で設置が義務づけられている場合は、基金の設置について条例を必要としないものがある。

ただし財政調整積立金(地財法4の3・7Ⅰ)は、法律で設置が義務づけられている基金であるが、その設置について条例を必要とする。

基金は、①特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの(例えば、学校建設資金を調達するために維持する山林、地方債を償還するために積み立てる現金等)、②特定の目的のために定額の資金を運用するために設置されるもの(例えば、資金の貸付け又は物品の集中購買等特定の事業や事務を運営するために設けられる原資金等)の2種類に大別することができる。

基金の運用は、設置条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならない(自治法241Ⅱ)。また基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、総計予算主義の建前から、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない(同法241Ⅳ)。

定額の資金を運用するための基金の運用については、基金から直接貸付け、及び当該基金に直接償還させるなど、原資金の範囲内で歳入歳出予算とは関係なく経理されるので、地方公共団体の長は毎会計年度、その運用の状況を

示した書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見をつけて、決算書類とあわせて議会に提出しなければならない（同法 241V）。

特定の目的のために財産を維持し、又は資金を積み立てるための基金については、設置目的のためでなければ処分することができない（同法 241III）反面、当該目的のためであれば元本及び収益とも処分することができることとされ、その処分が制限されている。ただし設置目的を達成することが不必要になったときは、当該目的のためでなくても処分することができることと解されている。この場合は、基金の廃止に当たるので、基金条例を廃止したうえで当該処分をすべきである。

基金の管理は、地方公共団体の長の権限であり（同法 149⑥）、基金に関する収入の調定、納入通知、調定の通知、支出負担行為、支出命令等は長が行うが、基金に属する現金および有価証券の出納及び保管は、すべて出納長又は収入役の権限とされている（同法 170 II①③）。したがって、基金に属する現金の預金名義は地方公共団体とし、その取扱責任者は出納長又は収入役としなければならない。また、基金に属する動産の保管は普通地方公共団体の長の権限と考えられている。

基金の管理に関する手続については、基金の多様性から、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権管理の例によることとされている（同法 241VII）。

このほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例で定めなければならない（同法 241VIII）。